

## 序章 1990年代、経済構造が変化する中で転換が行われた雇用政策

我が国の雇用政策は、**1990**年代、特にバブル経済崩壊以降、それまでの「雇用の安定」や「失業なき労働移動」を重視したものから、「雇用の創出」、「失業期間の短縮化」の重視、さらには「地域の自主性の尊重」、「新規事業展開、起業支援」、「業種単位から企業単位の支援へ」、「企業を通じた労働者支援から労働者への直接支援へ」というような、各地域、企業、個人など各レベルを対象としたきめ細かな政策対応を図るようになってきた。また、情報通信技術の活用や民間委託等が推進されるようになったほか、若年者問題等特定層の問題について、省庁連携による総合的かつきめ細かな政策が展開されるようになってきた。

こうした雇用政策の方向性の変化について、経済情勢の変化や経済政策の方向性などの背景をも含めてまとめると以下のようなことがいえよう。

経済政策面を見ると、バブル経済期以前の段階で、欧米へのキャッチアップを終えて産業構造の改革等で独自の道を切り拓いていくことの必要性や、経済大国として世界的課題に対応する責務についての認識は一応なされていたとみられるが、**1980**年代の経常収支黒字への対応に当たって、従来型の内需拡大策が中心とされたこと、そして、**1980**年代半ばの円高不況への対応として、低金利政策や大型公共投資という手法が取られたことが、後のバブルに繋がっていったといえる。

**1990**年代中頃のバブル崩壊期に至るまでも、当時進みつつあった、近代工業社会から知的活動が付加価値を生み出す社会への転換という世界的な構造変化についての認識は必ずしも十分でなく、また、経常収支黒字に対応するためには財政支出による内需拡大が必要であるという考えのもとに、短期的経済変動に対しては、主に従来型の公共投資を中心とした対応がなされた。

バブル崩壊後、経済停滞が長期化する中で、ようやく我が国経済が大きな転換期を迎えているという認識が高まってきた。一方、**1980**年代半ばからの日米貿易摩擦の激化を背景に**1989**年以来実施されてきた各種の日米協議を通じて、規制緩和や競争政策の強化等、我が国の経済構造を改革することの必要性が米国側から強く指摘され続けた。

こうした動きも反映する形で、**1995**年に閣議決定された経済計画（「構造改革のための経済社会計画」）において、原則自由への転換、市場メカニズムの活用による経済活性化の必要性が指摘された。さらに、**1999**年に閣議決定された経済計画（「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」）においては、現在進行中の変化は通常の進歩や高度化ではなく、近代工業社会から新しい「多様な知恵の社会」に至る転換であるとの時代認識が示された。

なお、**2001**年以降は、聖域なき構造改革を推進すること、公共投資等従来型の追加需要策による対応を否定し、規制改革と民間部門活性化を推進することが政策の柱とされている。

一方、労働力需給調整面を中心に雇用政策について見ると、バブル経済期までは、成長経済指向を前提とする中で、雇用の維持・安定を基礎としつつ、短期的経済変動に伴う産業構造の変化等に対しては失業の予防、失業なき労働移動を中心とした対応がなされていた。バブル経済期には、女性の労働参加意欲の向上等を背景とした多様な就業ニーズへの対応も併せて進められた。

バブル崩壊期以降は、企業活動の低迷を背景として雇用需要が弱い中で厳しい雇用情勢が続いた。特に、経済のグローバル化と IT 革命が世界的な広がりを見せる中で、我が国周辺諸国の技術水準の向上等によって、製品市場における国際競争が激化し、国内的にも 1997 年の金融危機の発生や大型倒産の多発などもあって、同業種内における個別企業間の業績のばらつきが拡大し、企業倒産による長期雇用慣行への信頼の低下などが見られた。

雇用政策も、以前のような失業の予防、失業なき労働移動を中心としたものから、失業した場合でもできるだけ失業期間を短くする政策が重視されるようになり、また、特定層を対象として関係省庁が連携した対策を実施するなど、きめ細かい個別の対応が図られるようになってきている。

具体的には、起業等による新規雇用創出の重視、教育訓練給付など個人に対する直接支援、多様な働き方への対応及び民間活力の活用といった政策目標の達成を目的とした、職業紹介事業者や労働者派遣事業者など民間資源の有効活用、職業相談における専門的カウンセリング、機動的職業訓練、特に就職緊要度が高い個人ごとの求人開拓から就職までの一貫した支援を行う就職支援ナビゲータの配置など、若年者層等政策的に重要とされる特定の層に対する関係省庁の連携の下でのプロジェクト等が実施されている。

一方で、IT 化が進展する中、職業紹介業務においては、従来の原則全ての求職者に対する職業相談という対応から、ハローワークインターネットサービスの導入への変化に見られるように、自分で求人企業を探索して応募することを望む求職者については、インターネットによる求人情報の公開を活用して自主選択に任せる手法を導入するなど、限られた資源の効率的な活用が進められている。さらに、地域雇用開発事業においては、地域の自主性、創意工夫を生かしつつ地域の実情に即した地域雇用開発を促進することを目的として、地方公共団体との緊密な連携の下での施策の実施が図られるようになっている。

このように、雇用政策は、特に 1990 年代後半以降、経済社会情勢が変化する中で、その政策手法の多様化が図られるとともに、特定の層を対象とする施策について関係省庁との密接な連携が推進されるなど、政策効果を高めていくための新たな取組みが推進されている。

以下、第 1 章においては、戦後の経済政策及び労働力需給政策を中心とした雇用政策を概観する。第 2 章においては、戦後復興期から高度成長期、石油危機から安定成長期、そしてバブル経済期までについて、経済政策と雇用政策の展開を各期ごとにまとめている。第 3 章

においては、**1990**年代のバブル崩壊、そしてそれ以降現在に至るまでに焦点を当てて、経済情勢、雇用情勢の変化と経済社会の構造変化に対応する中での経済政策の展開、そして雇用政策の転換について、具体的施策を拾い上げつつ、整理している。なお、補論として、**OECD**と**EU**の雇用戦略について整理した。

また、資料として、以下のものを収録した。

資料 1 「経済計画、雇対計画、主な雇用対策関係法律等年表」

資料 2 「雇用対策に係る主な制度とその主な内容」

資料 3 「**1990**年代の経済対策・雇用対策の概要」